

(ポイント)

- ネパール入国管理局は21日、新型コロナウイルス感染拡大の予防措置として、3月22日(日)から4月3日(金)までの間、各種サービスを閉鎖することとし、ビザの更新手続きを行わないことを決定した。
- ビザ更新のためには、入国管理局でのビザ更新サービスが再開してから7日以内に入国管理局へ行くもしくは連絡を取る必要がある。

在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-12)

ネパール政府の新型コロナウイルス感染拡大の予防措置(入国管理局の閉鎖)について

- 1 ネパール入国管理局は21日、新型コロナウイルス感染拡大の予防措置として、3月22日(日)から4月3日(金)までの間、各種サービスを閉鎖することとし、ビザの更新手続きを行わないことを決定しました。
- 2 ビザ更新のためには、入国管理局でのビザ更新サービスが再開してから7日以内に入国管理局へ行くもしくは連絡を取る必要があるとのことです。
- 3 3月21日より前に期限切れになったビザは、法律に従って通常の遅延料金と罰則が課せられます。

詳しくは以下の入国管理局のホームページをご確認ください。

○ネパール入国管理局

<http://www.nepalimmigration.gov.np/>

- ※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。
- ※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。
- ※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡ください。
- ※ このメールの配信を希望されない方は、大使館までご連絡ください。
- ※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

大使館代表電話 4426680

- ※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。
- (了)